

平成13年度

事業報告書

独立行政法人農薬検査所

目次

1	業務の目的及び内容	1
2	事業所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額	2
4	役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期	2
5	常勤職員数及びその増減	2
6	法人の沿革	2
7	根拠法	2
8	主務大臣	2
9	年度計画に定めた項目毎の実績	別添
10	法人の組織図	3

1 業務の目的及び内容

(業務目的)

独立行政法人農薬検査所は、農薬の品質の適正化、及びその安全性の確保を図ることを目的として、独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）に基づき、農薬の検査等を行う。

(業務内容)

(1) 農薬の検査

農林水産大臣の指示により、農薬取締法に基づく農薬の登録検査等を行う。

(2)(1)の業務に附帯する業務

農薬G L P適合確認

農薬の登録申請に係る安全性に関する試験成績の信頼性確保のため、農林水産省生産局長の要請に応じ、試験施設に対する農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）の適合確認を行う。

調査研究

近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る調査研究を行う。

情報収集等

コーデックス食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要（モノグラフ）、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これら情報の分類・整理を行う。

研修・指導等

都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催する農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。

国際調和への対応

国との連携・協力の下、OECD農薬作業部会及びG L P作業部会等に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。

海外技術支援

発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。

アンケート調査の実施

農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。

情報の保全・管理

農薬の毒性試験等のデータ等は、作成した農薬登録申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理及び不正侵入防止措置を講じ、また試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、試験成績を磁気媒体（光ディスク）に転写し、保管する。

（３）農薬取締法の規定による集取及び立入検査

農林水産大臣の命令により、農薬取締法の規定による農薬等の集取及び製造業者等への立入検査を行う。

2 事業所の所在地

〒178 - 0011

東京都小平市鈴木町2 - 772

3 資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額

総額 3,759,863千円

政府の出資額 3,759,863千円

4 役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期

役職	定数	氏名	任期
理事長	1名	柿本 靖信	4年
理事	1名	森田 征士	2年
監事	2名	(業務) 櫻井 治彦	2年(非常勤)
		(会計) 助川 正文	2年(非常勤)

5 常勤職員数及びその増減

平成13年度末常勤職員数65人(定員数66人)

6 法人の沿革

昭和22年 東京都北区西ヶ原(農事試験場内)に農林省農薬検査所として設立

昭和24年 生物課が現在地に移転

(昭和30年化学課、昭和32年総務課が移転して移転完了)

平成13年 独立行政法人農薬検査所として設立

7 根拠法

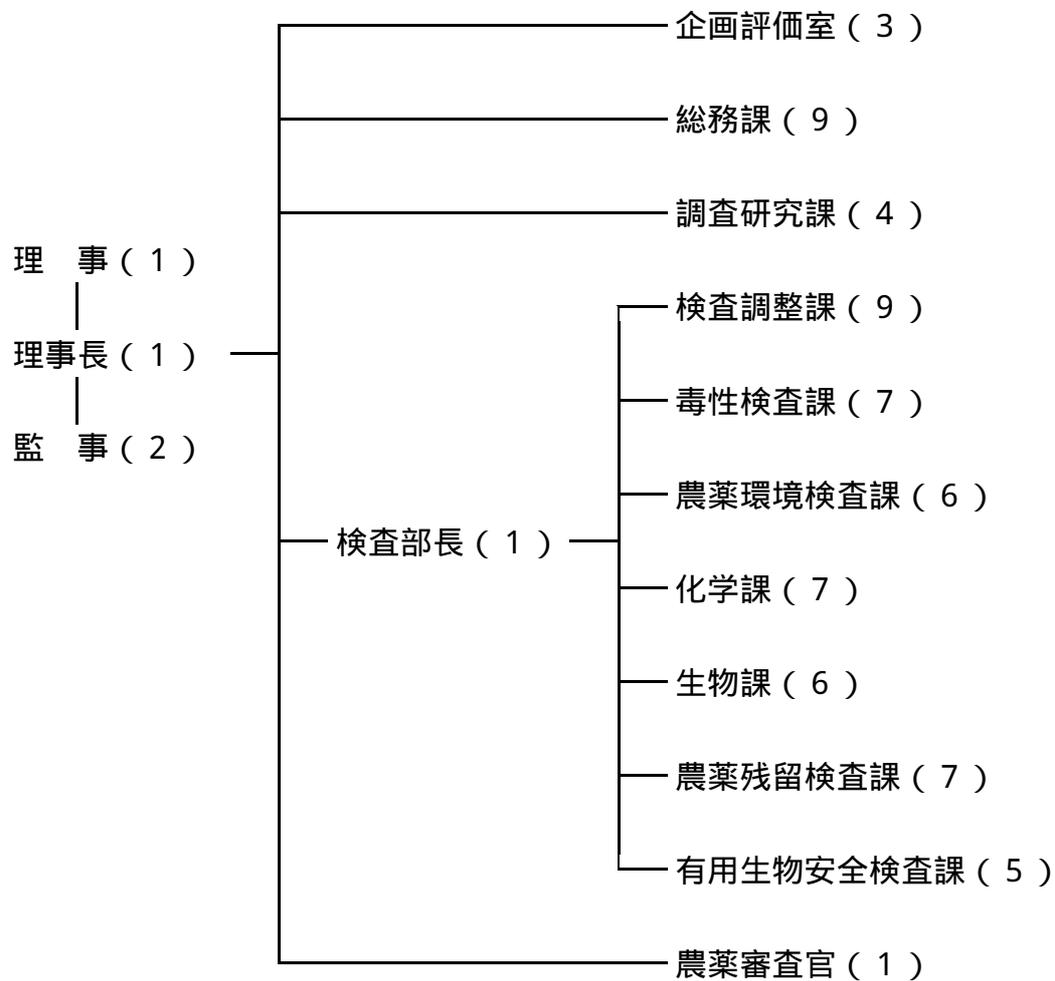
独立行政法人農薬検査所法(平成11年法律第187号)

8 主務大臣

農林水産大臣

9 年度計画に定めた項目毎の実績（別添）

10 法人の組織図



非常勤

()内は平成13年度末人数

平成13年度独立行政法人農薬検査所事業報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書												
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>													
<p>1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の品質の適正化及び安全性の確保に資するため、その検査の質を確保しつつ、検査業務の効率化を図ることにより、従来の検査内容について1申請当たりの検査期間⁽¹⁾を5%削減する。</p> <p>(1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、従来の検査内容について、次の措置を講じることにより、平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間⁽¹⁾を基準として1申請当たりの検査期間⁽¹⁾を5%削減する。</p> <p>(1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、1申請当たりの検査期間⁽¹⁾を削減するよう、平成13年度については次の措置を講じる。</p> <p>(1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>1 農薬の検査 農薬の登録検査については、平成13年度に農林水産大臣から検査指示のあった1,992件(うち基準設定必要農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第3条第1項第4号及び第7号の基準設定が必要な農薬)98件、それ以外の農薬1,894件。これらの件数には、農薬検査所が独立行政法人に移行する前に申請のあった農薬を含む。以下同じ。)について、法に基づく検査を行った。その他1,286件の農薬について再登録に係る検査を行った。</p> <p>平成13年度に農林水産大臣から検査指示のあった基準設定必要農薬98件(独立行政法人移行前からの検査繰り越し件数を含む。以下、本報告において同じ。)のうち、年度内に処理した27件についての1件当たりの平均処理期間は8.9ヶ月(平成13年度目標:12.1ヶ月)であり、またそれ以外の農薬1,894件のうち処理した892件についての1件当たりの平均処理期間は5.5ヶ月(平成13年度目標5.7ヶ月)であった。これにより、平成13年度目標は達成された。特に基準設定必要農薬の平均処理期間が平成13年度の目標を達成できたのは、事前相談の充実により、申請に係るデータ提出が円滑に行われたこと、検査職員の経験蓄積による効果が考えられる。</p> <p>(参考) 基準設定必要農薬の検査の推移</p> <table border="1" data-bbox="1310 1369 2067 1428"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請数 (当年度)</th> <th>前年度 継続数</th> <th>合計数 (当年度+継続分)</th> <th>検査 終了</th> <th>検査終了した ものの平均期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	申請数 (当年度)	前年度 継続数	合計数 (当年度+継続分)	検査 終了	検査終了した ものの平均期間						
年度	申請数 (当年度)	前年度 継続数	合計数 (当年度+継続分)	検査 終了	検査終了した ものの平均期間										

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第3項及び第6条の2第2項(これらの規定を法第15条の2第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づく農薬の登録に係る検査のために製造業者及び輸入業者(以下「申請者」という。)から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の効率化を図る。

(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。

(1) 各試験項目の内容について、申請に当たりその過不足がないかのチェックリストの作成を進める。

(2) 申請の手引書の作成を進める。

(3) 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。

(4) 試験項目ごとに検査マニュアルを見直すとともに、追加の試験項目について検査マニュアルの作成を進める。

13	39	59	98	27	8.9ヶ月
12	26	129	155	96	9.9ヶ月
11	37	133	170	41	13.6ヶ月
10	63	116	179	46	13.9ヶ月

*13年度からは、農林水産大臣の検査指示により登録検査を行うこととなった。

また、検査業務の効率化等を達成するために、平成13年度においては次の措置を講じた。

(1),(2)「農薬の登録申請等に添付する資料等について」(平成14年1月10日付け13生産第4987号農林水産省生産局長通知)の内容も反映したチェックリストを含めた申請の手引書作成に向けた検討を行った。

(3) 事前相談として新規に申請される有効成分についてのヒアリングを15回(計18剤)実施した。

(4) 検査内容の高度化・複雑化に対応するための検査マニュアルの見直しについては、共通部分である評価基準について概ね完成した。

	<p>(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p> <p>(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(5) 登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p> <p>(6) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(5) 検査の迅速化については、「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5、8、11、2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延の要因を把握し、迅速化に努めた。</p> <p>(6) 検査を行う上での毒性及び残留性等に関する高度の専門知識を習得するため、研修への参加等による職員の資質向上については、検査所外の研修(技術協力専門家養成研修、専門技術(毒性)研修等5コース)に5名の職員を参加させ、また検査所内においては、残留分析実習等7コースにのべ28名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。</p>
<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認業務</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P 制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P 適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P 適合確認業務を行っていくため、実地訓練等による職員の資質の向上を通じて、業務の効率化を図ることにより、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間⁽²⁾を5%削減する。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P 制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P 適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P 適合確認業務を行っていくため、次の措置を講じることにより、平成7年度から11年度までの間にG L P 適合確認申請されたものの平均処理期間を基準として申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間⁽²⁾を5%削減する。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p> <p>(1) G L P 適合確認の申請に関する手引書を作成し、申請資料の不備を減少させることによ</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P 制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P 適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P 適合確認業務を行っていくため、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間⁽²⁾を削減するよう、平成13年度には次の措置を講じる。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p> <p>(1) G L P 適合確認の申請に関する手引書の作成を進める。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>平成13年度においては、国内の合計19試験施設から適合確認申請書が提出された。その内訳は、毒性試験を実施する施設が8施設、物理的・化学的性状試験を実施する施設が6施設、水産動植物試験を実施する施設が9施設、生体内等運命試験を実施する施設が6施設(各々重複を含む)であった。一方、試験施設への査察は、農林水産省生産局長からの要請に基づき国内の17試験施設に対し査察を実施し、その試験の種類別内訳は毒性試験を実施する施設6、物理的・化学的性状試験を実施する施設6、水産動植物試験を実施する施設8、生体内等運命試験を実施する施設4(各々重複を含む)であった。各々査察結果については生産局長に報告した。</p> <p>平成13年度の農薬G L P 適合確認の1施設当たりの平均処理期間は75日であり、平成13年度目標処理期間として設定していた62日を超過した。</p> <p>この要因としては、生産局長からの査察要請後に、査察対象試験施設との査察日程を調整していたが、これに時間を要したものがあつたこと、評価会議後の報告書の手続きに非効率な部分があつたためであり、来年度以降改善する予定としている。</p> <p>平成13年度においては次の措置を講じた。</p> <p>(1) G L P 適合確認の申請書に関する手引き書の作成については、申請者が効率良く添付資料を作成できるよう、農林水産省はじめ他のG L P 査察当局と連携し準備を進めている。</p>

	<p>り、審査の円滑化を図る。</p> <p>(2)新たにGLP適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、GLP査察のためのマニュアルを作成する。</p> <p>(3)GLP審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識及び経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(2)GLP査察マニュアルの見直しをするとともに、特に新たにGLP適用対象試験となった水産動植物に対する影響試験及び動植物体内・土壌中・水中における運命試験等については、査察マニュアルの作成を進める。</p> <p>(3)GLP審査・査察に携わる職員(以下、「査察員」という。)の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p>	<p>(2)GLP査察のためのマニュアル作成については、的確な査察業務を行うため、従来の査察マニュアルを見直し、さらに新しくGLP適用対象試験となった水産動植物に対する影響試験及び動植物体内等運命試験についても査察マニュアルを作成した。</p> <p>(3)GLP審査・査察を行う上での各種実験方法に関する高度の専門知識及び経験を取得するための研修や実地査察への参加等による職員の資質向上としては、17回の査察のうち16回について、研修査察員を計17名同行させ実地研修を行い、また外部機関が主催するGLPに関する研究会に8名を参加させ、査察員の資質の向上を図った。</p>
<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>		
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p>	
<p>1 農薬の検査</p>	<p>1 農薬の検査 中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされ</p>	<p>1 農薬の検査 中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされ</p>	<p>1 農薬の検査</p>

(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の製造業者及び輸入業者（以下「申請者」という。）の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。

ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査についても、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

ている。

(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。

ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

上記に対処するため、次の措置を講じるとともに、各年度ごとの達成状況を把握し、次年度の業務に反映させる。

ている。

(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう次の検査期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。

ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実を図ること等により一層の迅速化を図る。

このため、これを達成するために平成13年度には次の措置を講じる。

(1) 平成13年度に農林水産大臣から検査指示のあった基準設定必要農薬98件のうち、年度内に検査が終了した27件全てについて、検査指示から検査結果報告までの平成13年度処理目標期間である1年5ヶ月以内であり目標を達成した。またそれ以外の農薬1,894件のうち処理した892件については、平成13年度処理目標期間である11ヶ月以内に処理したものは865件（97%）であり、ほぼ目標を達成した。なお、目標を達成できなかった27件（3%）については、肥料農薬（肥料の登録も必要）があったこと、農林水産大臣が公表する「農薬安全使用基準」設定に時間を要したためである。

(2) また、微生物、天敵を有効成分とする生物農薬の検査については、農林水産大臣から検査指示があった61件のうち、平成13年度に処理した35件の1件当たりの平均処理期間は5.2ヶ月であり、平成13年度の目標（8.4ヶ月）を達成した。なお、生物農薬の適正な検査を行うため、平成13年度に農薬検査所内に学識経験者からなる微生物農薬検討委員会を設置した。

(参考)
基準設定必要農薬の検査の推移

法第2条第3項及び第6条の2第2項に基づく農薬の登録に係る検査のために申請者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の迅速化を図る。

試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。

検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的

各試験項目の内容について、申請に当たりその過不足がないかのチェックリストの作成を進める。

申請の手引書の作成を進める。

申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。

試験項目ごとに検査マニュアルを見直すとともに、追加の試験項目について検査マニュアルの作成を進める。

登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に

年 度	申請数 (当年度)	前年度 継続数	合計数 (当年度+継続分)	検査 終了	検査終了した ものの最長期間
13	39	59	98	27	11.4ヶ月
12	26	129	155	96	12.8ヶ月
11	37	133	170	41	16.6ヶ月
10	63	116	179	46	18ヶ月

*13年度からは、農林水産大臣の検査指示により登録検査を行うこととなった。

から の各措置については、「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の(1)から(5)を参照のこと。

	<p>に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p> <p>農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p> <p>生物農薬の申請については、検査体制を充実することにより、特に、当該農薬の検査の迅速化を図る。</p>	<p>1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p> <p>農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(3) その他の農薬の検査 平成13年度においては、外部からの依頼に基づく農薬の検査の実績はなかった。</p>
<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に国に報告を行う。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、次の措置を講じる。</p> <p>ア 新たにG L P適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壤中・水中における運命試験等について、G L P査察のためのマニュアルを作成する。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、平成13年度には次の措置を講じる。</p> <p>ア G L P査察マニュアルの見直しをするとともに、特に新たにG L P適用対象試験となった水産動植物に対する影響試験及び動植物体内・土壤中・水中における運命試験等については、査察マニュアルの作成を進める。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化 平成13年度目標においては、農薬GLP適合確認査察後6週間以内に査察結果を国に報告することとなっているが、査察を実施した17試験施設のうち目標期間内に国に報告したものは13試験施設であった。その他の4試験施設に関する報告は査察後8週間以内に報告したものが3試験施設分、9週間以内に報告したものが1試験施設分であった。この遅延の部分については、評価会議後の報告書の手続きに非効率な部分があったためであり、来年度以降改善する予定としている。</p> <p>アからウの各措置については、「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の(1)から(3)を参照のこと。</p>

	<p>イ G L P 審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p> <p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>イ 査察員の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するG L Pに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p> <p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	
<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。 ア 農薬に係るO E C Dテストガイドライン等の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p>	<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。 ア 農薬の土壌中での移行性を評価するためO E C Dで検討されているテストガイドライン(案)の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p>	<p>(2) 調査研究 近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、平成13年度においては次の調査及び研究を行う。 ア 農薬の土壌中での移行性を評価するためO E C Dで検討されているテストガイドライン(案)に係る文献・情報の収集、カラムリーチング試験に関する実験計画の策定等予備的検討</p>	<p>(2) 調査研究 ア 農薬の土壌中での移行性評価試験の検討 中期計画においては、農薬の土壌中での移行性を評価するためO E C Dで検討されている地下移行性に関するテストガイドライン(案)の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について検討を行うこととしている。平成13年度は文献・情報を収集するとともに、カラムリーチング試験の基本手法の検討及び試験を実施した。概要は以下のとおりであり、平成13年度目標を達成した。 カラムリーチング試験の結果及び再現性に大きな影響を及ぼすと考えられる試験装置(土壌の分割方法を含む)、土壌の充填方法、給水方法、湛水状態のコントロール方法について検討を行った。分割可能なアルミニウム製のカラム及びH P L Cポンプを用い給水することにより均一な土壌分画が得られ、安定した給水が行える試験系を確立することができた。土壌の充填は一定間隔で振動を与えることにより土壌充填量で再現性の高い充填が可能となった。また、カラムの下部にテフロンチューブをつなげその出口(末端)の高さを調整することで湛水状態のコントロールが可能となった。 確立した条件で6農薬(アセフェート、シマジン、ジメトエート、フェニトロチオン、プロマシル、プロフェノホス)を供試し小平土壌を用いて畑地状態及び湛水状態での試験を行ったところ、同一条件で繰り返して行った試験の結果はよく一致した。また、今回の試験では、畑地状態及び湛水状態における試験結果に大きな差は見られなかった。</p>

イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。

なお、調査研究に係る目標の作成に当たっては、次のように定義した用語を使用し、段階的な達成目標を示している。また、調査研究の対象等を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示している。
「取り組む」：新たな研究課題に着手して、試験研究を推進すること。

(3) 情報収集等

イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組み、農薬の見本の検査に反映させる。具体的には、有効成分に含まれるダイオキシン等について、その分析法を確立する。

(3) 情報収集等

イ 農薬中に含まれるおそれのあるダイオキシン類の分析技術に関する文献の調査

(3) 情報収集等

イ 農薬中ダイオキシン類の分析技術の研究
中期計画においては、農薬中の有害副成分、具体的には有効成分に含まれるダイオキシン等についてその分析法を確立することとしている。当所にはダイオキシン類の分析を行えるケミカルハザード対応の実験施設を有していなかったため、初年度である平成13年度は実験施設の設計及び施工管理に注力した。さらに、文献・情報を収集するとともに、試験計画の策定を実施した。

ケミカルハザード対応実験施設については年度末である平成14年3月に竣工した。また、過去に行われた農薬中のダイオキシン類の分析に関する資料について調査を行い、分析実施機関毎に用いられた抽出法及び精製法を整理した。平成13年度目標を達成した。

ウ 河川等へ流出する農業生産資材に由来するノニルフェノールの実態解明に関する調査研究（農林水産省委託事業）
当該調査研究は、中期目標、中期計画では示されていないが農業生産資材の安全確保対策の検討に不可欠な基礎的知見を得るため、試験の一部が農林水産省から委託されたものである。

）農薬製剤の保存安定性試験

農薬製剤中のノニルフェノール（以下「NP」という。）の濃度及び消長を確認するため、ノニルフェノールポリエトキシレート（以下「NPE」という。）を含有する農薬製剤を55の苛酷条件下で14日間保存し、その前後のNPの含有量を測定した。

）アルキルフェノール誘導体等土壌分解試験

アルキルフェノール誘導体等の使用環境中における分解性を確認するため、4-ノニルフェノール（以下「4-NP」という。）及びNPEを主成分とする界面活性剤の製品（以下「NPE製品」という。）について、2種類の土壌を用い水田状態での容器内土壌分解試験を実施した。

）ノニルフェノール等の移動モデル試験

農薬に由来するNP等の水の移動を明らかにするため、モデル水田を使用し、NPEを含有する農薬を散布し、経時的に水田水中のNPE及びNPの濃度を測定した。

また、加水分解性及び光分解性を評価するため、4-NP及びNPE製品を用いて加水分解試験及び光分解試験を実施した。

更に、大まかな土壌吸着性を評価することを目的とし、4-NP及びその関連化合物の土壌吸着試験を実施した。

(3) 情報収集等

<p>農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会 (Code x Alimentarius Commission) や O E C D 加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) や O E C D 加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p> <p>ア コーデックス食品規格委員会、O E C D 加盟国で作成されているモノグラフ等を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p> <p>イ 国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p>	<p>農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) や O E C D 加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これら情報の分類・整理を行う。</p>	<p>農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、平成13年度においては、Pesticide Residue in Food(Report)、Environmental Health Criteria等38件の内外の文献、情報を収集し、分類整理を行った。</p>
<p>(4) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催する農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。</p>	<p>(4) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催する農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。</p>	<p>(4) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催する農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。</p>	<p>(4) 研修・指導等 農薬については専門的な知識、技術が必要なことから、従来から都道府県等から農薬の検査の専門機関である農薬検査所に対し、農薬の安全性評価方法等につき都道府県等主催研修会に講師派遣の要請がある。平成13年度においては、東京都ほか3府県、(社)日本植物防疫協会ほか1団体、横浜植物防疫所、日本農薬学会ほか2学会から延べ14件の講師派遣依頼があり、その全てに対応した。</p>
<p>(5) 国際調和への対応 中期目標の期間中において、 ア 新たなO E C D のテストガイドライン等の策定 イ 外国・地域との間におけるG L P 制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予</p>	<p>(5) 国際調和への対応 新たなO E C D のテストガイドライン等の策定並びに外国・地域との間におけるG L P 制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の</p>	<p>(5) 国際調和への対応 平成13年度にはO E C D 農薬作業部会及びG L P 作業部会等の開催が予定されているので、国との連携・協力の下、これらの会議に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。</p>	<p>(5) 国際調和への対応 農薬は国際的に流通する商品であることから、各国の農薬の登録検査システムを国際的に調和しようとする活動が経済協力開発機構(以下「O E C D」という。)等を中心に行われていることから検査所の職員が専門的な立場からこれらの活動に参加することが求められている。平成13年度においては、国から要請のあったO E C D 農薬作業部会関係会議6件、F A O / W H O 関係会議1件、日・E U 相互基準認証協定関係会議3件及び中国農業事情現地調査2件の全てに対応した。</p>

<p>想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国際会議等に職員を派遣する。</p>	<p>取組を行う。</p> <p>ア OECD環境政策委員会農薬作業部会等の作業に参加し、農薬登録制度に係る国際的調和を推進する。</p> <p>イ コーデックス残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。</p> <p>ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。</p>		
<p>(6) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。</p>	<p>(6) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。</p> <p>ア フィリピン農薬残留プロジェクト等、JICAのプロジェクトに職員を派遣し、途上国の農薬検査技術の向上を支援する。</p> <p>イ 海外からの研修生を積極的に受け入れ、途上国の農薬検査技術の向上を支援する。</p>	<p>(6) 海外技術支援 平成13年度には、従来から行われているJICAのフィリピンにおける農薬残留プロジェクトについて、短期専門家派遣及びカウンターパート研修の実施要請が見込まれるほか、平成13年度が同プロジェクト最終年度となることから、プロジェクト評価調査団の派遣が見込まれている。</p> <p>これらの専門家、調査団の派遣又は研修員の受け入れについて、国との連携のもと、これに積極的に対応する。</p>	<p>(6) 海外技術支援</p> <p>ア 平成13年度においては、発展途上国等への農薬に関する専門技術的な支援を行うため、JICAから要請があった農薬モニタリング体制改善計画(フィリピン)関係3件、農薬利用改善計画(ウルグアイ)関係1件についての全案件に対応した。</p> <p>イ 発展途上国の農薬検査技術の向上を支援するため、JICAの要請により、フィリピンにおける農薬モニタリング体制改善計画のカウンターパート2名の研修生を受け入れた他、(財)沖縄県国際交流・人材育成財団より要請のあった5名(エクアドル他4カ国)及び韓国農業科学技術院より要請のあった1名の研修生を受け入れた。</p>
<p>(7) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病虫害等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(7) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病虫害等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対し定期的なアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(7) アンケート調査の実施 中期目標期間中には、検査所が行う業務について、その業務の質を向上するために申請者に対してアンケート調査を行うこととしているが、平成13年度には、当該アンケート調査の方法、調査様式等について検討す</p>	<p>(7) アンケート調査の実施 農薬検査所の業務の質の向上を図る観点から平成13年度目標に基づき、農薬登録申請者に対するアンケート調査の方法及び様式を定めた。平成14年3月に登録申請者の多数で構成する団体である農薬工業会に、アンケートの趣旨説明及びこれに対する協力依頼を行った。アンケート調査は平成14年度から行うこととしている。</p>

<p>(8) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止等を図るなど、これらの情報を適正に保全・管理する。</p>	<p>(8) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等を適正に保全・管理するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止措置を講じるため、データ等の一括管理体制を確立する。</p> <p>イ データの毀損を防止するため、磁気媒体への転写を推進する。</p>	<p>る。</p> <p>(8) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理を行い、第三者による不正侵入防止措置を講じてきたところであるが、平成13年度もこの措置を講じるとともに、試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、試験成績700件程度を磁気媒体(光ディスク)に転写し、保管する。</p>	<p>(8) 情報の保全・管理 農薬検査所では、農薬の毒性試験成績については環境省との共同により、その破損及び劣化防止のため磁気媒体(光ディスク)に転写し保管している。本年度においても、年度計画に基づき1,959件の毒性試験成績を磁気媒体に転写し、年度目標を達成した。</p> <p>なお、本年度は、検査の進捗状況を管理するための登録管理機能の追加、独立行政法人化に当たって必要な改修の他、昨年度に引続き新情報システムの機能改善を行った。来年度においても当該新システムの更なる整備・改良を進めていき、今後とも新情報システムの効率的な運用によって、登録内容等に関する情報提供等を迅速かつ的確に行っていくこととしている。</p>
<p>3 農薬取締法の規定による集取及び立入検査</p> <p>農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2の規定による農薬等の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。</p> <p>また、農薬等の集取又は立入検査を実施した場合にあっては、その結果を立入検査等実施後、原則として1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>3 農薬取締法の規定による集取及び立入検査</p> <p>法第13条の2の規定による農薬等の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>3 農薬取締法の規定による集取及び立入検査</p> <p>法第13条の2に規定する農薬等の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>3 農薬取締法の規定に基づく農薬の集取及び立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売業者等に対する立入検査等 無登録農薬及び非農耕地用専用除草剤の転用利用の取締まりを目的に、8都道府県下の22販売業者及び延べ13使用者において、立入検査を実施した。また、立入検査の際、検査のため33点の農薬等を集取した。 ・製造場に対する立入検査等 農薬の適正な品質を確保することを目的として、平成13年度においては10県下の延べ26製造場において立入検査を実施するとともに、検査のため18点の農薬を集取した。クロルピクリン製剤の製造場、新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に、農薬の製造及び品質管理状況、法定事項の遵守事項等の検査を実施するとともに、農林水産省生産局生産資材課農薬対策室の依頼により事故災害防止に対する調査を行った。 ・集取農薬等の検査結果 立入検査において集取した51点について、有効成分の種類及び含有量、物理的・化学的性状、容器又は包装及びその表示事項等について

	<p>(1) 立入検査 立入検査マニュアルを作成し、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p> <p>(2) 農薬の集取 集取マニュアルを作成し、集取した農薬の検査の迅速化を図る。</p>	<p>(1) 立入検査 立入検査マニュアルの作成を進め、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p> <p>(2) 農薬の集取 集取マニュアルの作成を進め、集取した農薬の検査の迅速化を図る。</p>	<p>検査を行った。 農林水産大臣からの立入検査の指令に対し、立入検査実施後農林水産大臣への結果報告までの平均的な期間は、0.6か月であり、立ち入り検査後農林水産大臣までの報告期限1ヶ月以内という中期目標に掲げられている目標を達成した。</p> <p>(1) 立入検査、(2) 農薬の集取 平成13年度においては、立入検査を円滑に行うためのマニュアルについて検討を進めた。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p>			
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 財務諸表等を参照のこと。</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 平成13年度においては、短期借入金を借り入れる事態は生じなかった。</p>
	<p>第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途 本年度は該当なし</p>
	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p>	
	<p>1 施設及び設備に関する計画</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p>	<p>1 施設及び設備に関する事項</p>

	業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。	業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。	平成13年度目標に掲げていた精密機器実験棟改修工事については、目標どおり平成14年3月に完成した。
	2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画	
	(1) 方針 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、G L P適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。	(1) 方針 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、G L P適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。	(2) 人事に関する事項 平成13年度においては、既存の組織体制を見直し、農薬の検査技術の向上等に資するための調査研究を一元的に行うための調査研究課を設置するとともに、独立行政法人の運営事務強化のため新たに企画評価室を設置した。
	(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の98%とする。 (参考) 期初の常勤職員数 66人 期末の常勤職員数の見込み 65人 人件費総額見込み 2,457百万円	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を年度当初の100%とする。 (参考) 年度当初の常勤職員数 66人 年度末の常勤職員数の見込み 66人 人件費総額見込み 606百万円	(2) 人員に関する指標 平成13年度の人員目標としていた平成13年度末人員66人については、他機関との人事交流や一部の分野において新規採用候補者に適材者がいなかったこともあって、年度末人員は65人となった。
	(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。	(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。	(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 なお、独立行政法人の職員としての資質向上のために国等が行う12コースの研修(平成13年度採用者研修、行政研修等)に職員を延べ13人参加させた。